

平成24年度第1回広島県動物愛護管理推進協議会議事概要

【協議事項】

I 平成23年度の進捗状況の点検について

1 動物愛護管理推進計画の取組状況

- 平成23年度は関係団体、関係行政機関等で多くの取組み（資料1）を実施しており、平成24年度も推進計画の各施策に沿った取組みを充実・強化して実施することとした。

2 平成23年度動物愛護管理業務実績

(1) 犬・ねこの保護等

数値目標

指 標	目標（29年度）	23年度	18年度	18年度比
動物の致死処分数	50%減少	8,480頭	13,117頭	64.6%

※ 平成18年度実績を基準値とする。

- 致死処分数は基準値と比べて64.6%に減少しており、順調に減少している。減少の要因としては、普及啓発の取組みの効果が現れたものと思われる。
- また、昨年度7月から県において定時定点引取の場所及び回数を大幅に削減し、さらに、県及び呉市においては所有者からの犬・ねこの引取有料化を実施していることから、今後、効果が徐々に反映されるものと考えられる。
- しかし、犬は順調に減少しているが、ねこについては微減であった。
- 今後、さらに殺処分数を削減するためには終生飼養等の啓発を一層推進するとともに、不妊・去勢の普及啓発、動物愛護団体等への譲渡の実施、HPへの譲渡動物の掲載、さらに、動物愛護推進員の活用等を行っていく必要がある。

(2) 犬、ねこ等の苦情件数

数値目標

指 標	目標（29年度）	23年度	18年度	18年度比
犬・ねこ等の苦情件数	25%減少	1,993件	3,164件	63.0%

※ 平成18年度実績を基準値とする。

- 苦情件数は、基準値と比べて63.0%に減少し、目標値に達成した。
- 全苦情件数は減少しているが、ねこの「給餌による迷惑」の苦情は増加している。今後は、これらの苦情に対して、ねこの餌やり防止における啓発等の対策を町内会等の地域を主体に取り組んでいく必要がある。

(3) 行方不明犬・ねこの届出件数等

- 行方不明の犬、ねこの発見率は、42%であるが、発見しても報告がないものもあり、実態はもう少し高いと思われる。
- 所有者不明として収容した犬・ねこをHPや広報等で積極的に情報提供することや、鑑札、名札等の装着等所有者明示の徹底を図ることで、発見率が向上すると考えられる。
- 返還率を上げることで、処分頭数の減少にもつながると考えられる。

(4) 犬による咬傷事故の件数及び事故の状況

- 咬傷事故件数は、18年度と比べると52.7%に減少している。
- 野犬を原因とする事故件数が減少しているが、放し飼いを原因とする事故件数はほとんど変化していない。

3 平成23年度犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数（参考）

- 狂犬病予防注射接種率は72.4%で、狂犬病の蔓延を防止できる接種率70%以上（WHOの指針）は超えている。
- 接種率の低い市町もあることから、登録の整理を徹底することと、さらに、予防注射の啓発推進を地道に行っていくことが必要である。

II 広島県動物愛護管理推進計画における計画の見直しについて

- 今年度中に、推進計画の見直し作業を行う予定であったが、動物愛護管理法の改正が予定よりも遅れているため、スケジュールを変更し、法改正後、基本方針見直しがされ次第、速やかに行う。
- 数値目標が達成されていない計画については、現行どおり継続する。

III その他

1 動物愛護推進員の委嘱状況について（情報提供）

- 県及び呉市において、動物愛護推進員の委嘱期間（2年以内）が満了したことから、新たな推進員を委嘱した。

2 犬及びねこの引取有料化の実施について（情報提供）

- 平成24年7月1日から広島市において、所有権放棄された犬及びねこの引取手数料の有料化を実施している。
- 昨年度から実施している県及び呉市の状況は、いずれも所有権放棄頭数は減少しており、住民からの苦情等はない。